

目 次

議案第 29 号	契約の締結について（吉田北小学校大規模改造工事（建築））	1 頁
議案第 30 号	和解及び解決金の額を定めることについて	2 頁
議案第 31 号	平成28年度燕市一般会計補正予算（第8号）	別冊

契約の締結について

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年燕市条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり吉田北小学校大規模改造工事（建築）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成29年 3 月 23 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

契 約 名	吉田北小学校大規模改造工事（建築）
契 約 金 額	一金 479,196,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 35,496,000 円)
契 約 手 方	春木・土田 吉田北小学校建築特定共同企業体 代表 新潟県燕市蔵関 462 番地 春木建設 株式会社 代表取締役 春木 和朝

和解及び解決金の額を定めることについて

次のとおり和解し、解決金の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月23日 提出

燕市長 鈴木 力

記

1. 事件名 平成28年（ネ）第4038号 損害賠償請求控訴事件
2. 当事者
控訴人（第一審原告） 甲
被控訴人（第一審被告）
燕市吉田西太田1934番地
燕 市
代表者 燕市長 鈴木 力
控訴人兼被控訴人（第一審被告）乙
3. 和解の内容及び解決金の額
 - (1) 燕市は、甲に対し、本件解決金として金400万円の支払義務があることを認める。
 - (2) 燕市は、前号の金員を支払う。
 - (3) 甲は、燕市に対するその余の請求を放棄する。
 - (4) 乙及び燕市は、本件解決金の支払義務を履行したことにつき、相互に求償権を行使しないことを確認する。
 - (5) 甲及び乙並びに燕市は、甲及び乙並びに燕市との間に、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (6) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。